

## 山形県条例第 68 号

### 医療法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 18 条並びに第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、既存の病床数及び病院の開設の許可等の申請に係る病床数の補正等の基準、病院及び診療所の専属の薬剤師の配置に関する基準並びに病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）において使用する用語の例による。

(既存病床数及び申請病床数の補正等の基準)

第 3 条 法第 7 条の 2 第 4 項の規定により、知事が同条第 1 項から第 3 項までの場合において当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、次に掲げる基準に従い、補正を行うものとする。

- (1) 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所その他規則で定める病院又は診療所の病床については、規則で定める数を既存の病床数及び当該申請に係る病床数として算定すること。
- (2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。
- (3) 介護老人保健施設の入所定員については、規則で定める数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定すること。
- (4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 16 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第 42 条第 1 項第 1 号又は第 61 条第 1 項第 1 号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数に算定しないこと。

第 4 条 法第 7 条の 2 第 5 項の規定により、知事が同条第 1 項から第 3 項までの場合において当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数については、規則で定める数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

(専属薬剤師の配置基準)

第 5 条 法第 18 条の規定により、病院及び医師が常時 3 人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師を置かなければならないものとする。

(病院の人員の基準)

第 6 条 法第 21 条第 1 項第 1 号の条例で定める員数は、次に掲げる従業者ごとに規則で定める。

- (1) 薬剤師

- (2) 看護師及び准看護師
- (3) 療養病床を有する病院の看護補助者
- (4) 栄養士
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者
- (6) 療養病床を有する病院の理学療法士及び作業療法士  
(病院の施設の基準)

第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、療養病床を有する病院にあつては次に掲げる施設と、その他の病院にあつては第1号の施設とし、その構造設備は、規則で定める。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）
- (2) 談話室（次号に掲げる施設と兼ねるものを含む。）
- (3) 食堂
- (4) 浴室

（療養病床を有する診療所の人員の基準）

第8条 法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、次に掲げる従業者ごとに規則で定める。

- (1) 看護師及び准看護師
- (2) 看護補助者
- (3) 事務員その他の従業者

（療養病床を有する診療所の施設の基準）

第9条 法第21条第2項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とし、その構造設備は、規則で定める。

- (1) 談話室（次号に掲げる施設と兼ねるものを含む。）
- (2) 食堂
- (3) 浴室

（手数料）

第10条 県は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 法第7条第1項の規定により病院の開設の許可を受けようとする者 41,000円
- (2) 法第7条第1項の規定により診療所の開設の許可を受けようとする者 18,000円
- (3) 法第7条第1項の規定により助産所の開設の許可を受けようとする者 11,000円
- (4) 法第27条の規定により病院の検査を受けようとする者 43,000円（実地の検査を受けない場合にあつては、14,000円）
- (5) 法第27条の規定により診療所の検査を受けようとする者 22,000円（実地の検査を受けない場合にあつては、7,300円）
- (6) 法第27条の規定により助産所の検査を受けようとする者 16,000円（実地の検査を受けない場合にあつては、5,400円）

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項各号に定める手数料を減免することがで

きる。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(山形県手数料条例の一部改正)

2 山形県手数料条例（平成 12 年 3 月県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 156 号から第 161 号までを次のように改める。

(156)から(161)まで削除

(経過措置)

3 介護老人保健施設（規則で定める介護老人保健施設を除く。）の入所定員については、当分の間、第 3 条第 3 号及び第 4 条の規定は、適用しない。

4 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号。以下「改正省令」という。）附則第 22 条に規定する病院については、第 7 条第 2 号から第 4 号までの規定は、適用しない。

5 改正省令附則第 24 条に規定する診療所については、第 9 条の規定は、適用しない。